

外国にルーツを持つ子どもを対象とする法教育

金 鉉 善

目次

- 1 はじめに
- 2 外国にルーツを持つ子どもの教育現状
- 3 「多様(性)」の観点から考える法教育
- 4 おわりに

1 はじめに

2019年6月末現在における中長期在留者数⁽¹⁾は251万1,567人、特別永住者数は31万7,849人で、これらを合わせた在留外国人数は282万9,416人となり、前年末に比べ、9万8,323人(3.6%)増加し、過去最高となった(法務省2019a)。在留資格別では、「永住者」が78万3,513人と最も多く、次いで、「技能実習」が36万7,709人、「留学」が33万6,847人、「特別永住者」が31

(1) 「中長期在留者」とは、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)上の在留資格をもって日本に在留する外国人のうち、次の(1)から(4)までのいずれにも当てはまらない人である。なお、次の(5)及び(6)に該当する人も中長期在留者には当たらない(法務省2019a)。

- (1) 「3月」以下の在留期間が決定された人
- (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- (4) (1)から(3)までに準じるものとして法務省令で定める人(「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方)
- (5) 特別永住者
- (6) 在留資格を有しない人

万 7,849 人と続いている（法務省 2019a）。

このような「在留外国人数の増加」という社会の変化のなかで、総務省は、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」において、活動内容に制限がない在留資格者⁽²⁾は「実質的な移民」とも呼べるとし、「多文化共生の地域づくり」の必要性について強調している（総務省 2006: 3）。ここでいう「多文化共生」とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」である。そして、この多文化共生を推進していくためには、日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体であるという認識をもつことが大切であるという（総務省 2006: 5）。

法教育研究会は、法教育の必要性について次のように述べている。「法教育の重要性がますます高まってきているが、その背景には、我が国の社会の変化がある。1990 年以降、我が国は、自由で公正な社会をよりよく実現するために一連の改革に取り組んできた。その重要なねらいの一つは、行政改革や規制緩和などに示されるように、行政による過剰な事前規制を見直し、社会の内にある多様な活力を積極的に引き出していこうという点にある。…省略…また、今後、国際化がますます進展していくにつれて、様々な文化的背景や価値観を持った人々の間での交渉が日常化していくことによって、今まで以上に透明なルールによる紛争解決が求められることになる（下線筆者）」（法教育研究会 2004: 2）。

総務省（2006）及び法教育研究会（2004）のいずれも、「国際化」「多様」「多

(2) 在留資格には 27 の分類があるが（入管法第 2 条の 2）、これらは「活動内容に制限がある在留資格者」と「活動内容に制限がない在留資格者」に分類される。前者は、留学生、研修生、企業内転勤者、専門技術者などが含まれ、必ずしも日本での長期滞在や永住を予定していない場合が多い。一方、後者は、長期滞在の場合が多い。特別永住者を除いても、1990 年の入管法改定により入国が容易になった日系南米人や、中国帰国者、インドシナ難民、日本人の配偶者である外国人などが近年急速に増加するとともに、永住資格の取得などにより定住傾向にあるという（総務省 2006: 6-7）。

文化」「共生」などについて言及し、日本社会の変化、すなわち文化的背景が異なる人々の増加に対する対応について明記している。

そもそも、法とは何か。土井(2009:4)は、学問的に法を定義することは難題であるが、我々の社会が取り組むべき法教育を考えるとという観点からすると「多様な人々が社会をつくり、共に生き、互いに協働していくために尊重しなければならない最低限のルールあるいは道理」であると述べている。

これらを総合すると、次のようにまとめることができる。多文化共生は、日本人住民も外国人住民も共に地域社会の主体であるという認識をもつことから始まる。それに伴い、今まで以上に透明なルールによる紛争解決が求められることになるが、その紛争解決方法の一つとして、多様(性)の観点からアプローチする法教育が考えられる。

本稿では、以上の内容を踏まえて、これまでの法教育ではほとんど論じられることのなかった「在留外国人」⁽³⁾、そのなかでも教育の効果が最大に期待できる「子ども」に焦点を絞って、多様(性)の観点から法教育を検討する。なお、外国籍の子どもだけではなく、日本国籍ではあるもののそのルーツの一部を日本以外の国や文化に持つ子ども、すなわち、海外で生まれ育った日本国籍の子ども(海外長期滞在経験の子ども)、国際結婚や帰化などの子どもも対象とするため、本稿では「外国にルーツを持つ子ども」と表現する。

以下では、外国にルーツを持つ子どもの教育現状を概観し、その問題点を指摘する(第2章)。次に、本稿で提案する「外国にルーツを持つ子どもを対象とする法教育」について「多様(性)」の観点から検討を行う(第3章)。最後に、これらの議論から見えてくる課題をまとめる(第4章)。

(3) 筆者は、別稿において、グローバル化による「ヒト」の移動に着目し、これまでの外国人政策において、ほぼ論じられることのなかった「外国人を対象とする法教育」の必要性と、その関連法整備の必要性について提案した。詳細については、金・佐藤(2020)を参照。

2 外国にルーツを持つ子どもの教育現状

(1) 学校教育現場では外国にルーツを持つ子どもが増えている。

日本社会に住む外国人数は2012年以降から増加傾向にあり、上述したように、2019年6月末現在の在留外国人数は、約283万人で過去最高となった⁽⁴⁾。そのうち、6歳から17歳までの在留外国人数は、約17万人であった（法務省2019b）。しかし文部科学省の学校基本調査によると、2019年5月1日現在の国公私立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍する外国人生徒数は約11万人⁽⁵⁾であった（文部科学省2019a）。

なお、日本国籍ではあるがそのルーツの一部を日本以外の国や文化に持つ子どもも学校で学んでいる。2019年の文部科学省の「外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）」によると、2016年の公立学校（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の生徒数は9,612人⁽⁶⁾となり、前回調査より1,715人増加し、調査の開始以来最も多い数となった（文部科学省2019b：5-6）。

また、2014年の古い取りまとめではあるが、それによると、「過去10年来、帰化者の累計は15万人程度に達し、そこに学齢期の子どもも含まれている。また、国際結婚が日本で行われる婚姻の5%前後となっている以上、親の一人が外国出身者であるなど、複数のルーツ（文化的背景）を持つ子どもで、義務教育年齢の者は、20万人⁽⁷⁾を超えていると推定される（厚生労働省『人

(4) これは、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30（2018）年法律第102号）の在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設により、さらに加速されるであろう。

(5) 国公私立学校に在籍している外国籍の子どもの数。

(6) 公立学校に在籍している日本語指導が必要な日本国籍の子どもの数。

(7) 外国にルーツを持つ子どもで、義務教育年齢の子どもの数。

口動態調査』)。なお、非法律婚の国際結婚家庭も少なくなく、その子どもが日本国籍となっているケースもある」という(多文化共生分科会 2014: 12 - 13)。

以上のことから、学校教育現場では外国にルーツを持つ子どもたちが増えていることがうかがえる。

(2) 外国籍の子どもの就学率が低い。

すべての日本国民は、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う(日本国憲法第26条第2項及び教育基本法第5条第1項)。すなわち、学校教育法第16条では9年の普通教育を受けさせる義務について、学校教育法第17条では就学させる義務について定めている。そして、1984年の国籍法の改正により、重国籍者であっても、日本の国籍を有する子女で学齢にある者については、その保護者は、義務教育を受けさせる義務を負うことになった。

これに対して、外国籍の子どもは、就学義務がない。そのため、「教育委員会も学校も就学を促す強い働きかけをしない傾向があり、就学を申し出ない者のフォローアップ(追跡調査)もほとんど行われていない」という指摘があった(多文化共生分科会 2014: 12)。このような指摘等を受けて、文部科学省(2019c)⁽⁸⁾は、外国籍の子どもの就学状況について初めての全国調査を行い、日本に住む義務教育学齢相当の外国人の子どもの12万4,049人(小学生相当8万7,164人、中学生相当3万6,885人)のうち、15.8%に当たる1万9,654人が、国公私立学校や外国人学校などに在籍していない不就学の可能性

(8) NHKは、外国籍の子どもの不就学問題に注目し、文部科学省(2019c)に先立って、全国調査を行った。すなわち、専門家と一緒に国のデータ(在留外国人統計・学校基本調査)を分析し、2018年時点で義務教育の年齢に相当する6歳から14歳までの外国人の子ども12万人余りのうち、およそ8,400人が「不就学」の恐れがあると発表した(『NHK NEWS WEB』2019年4月2日)。

があると発表した⁽⁹⁾。この結果から、外国籍の子どもの不就学という問題の深刻さがうかがえる。

なお、文部科学省（2019年6月27日 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議）は、日本国憲法第26条、教育基本法第5条、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第13条及び児童の権利に関する条約第28条を総合すると、「外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障」というのが現在の解釈であるとした（文部科学省2019d：21）。

日本国憲法第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2～4項 省略

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第13条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(9) 「実際に不就学だったのは1000人で、教委が家庭訪問などをしたが就学が確認できなかったのが8768人いた。さらに9886人については住民基本台帳には登録されていたが、そもそも確認の対象にしていなかったため、実態がつかめていない。文科省はこれらを合計した1万9654人について不就学の可能性がある」と判断した」という（『日本経済新聞』2019年9月27日）。

児童の権利に関する条約第 28 条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

3 「多様（性）」の観点から考える法教育

(1) 法教育とは

法教育とは何か。法教育研究会は、以下のように定義する。法教育とは、「広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法（Law-Related Education Act of 1978,P.L.95-561）にいう Law-Related Education に由来する用語であって法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである」という（法教育研究会 2004：2）。日本弁護士連合会は、「子どもたちに、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手として、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なもの見方や考え方を身につけてもらうための教育」を法教育であるとする。日本司法書士会連合会は、法教育を「一般市民の誰もが身につけておくべき基礎的な法的リテラシーを養成する教育」⁽¹⁰⁾ であるという。

以上の定義内容を総合すると、日本の法教育は、アメリカの法教育法の Law-Related Education⁽¹¹⁾ に由来するものである。そして、その対象はいわゆる

(10) ここでいう「法的リテラシー」とは、「法の概念、法形成過程、司法制度などに関する基礎的知識や技能などの資質を身につけて、これを主体的に活用していく能力のこと」であるという。

る「非法律専門家」であるといえるが、実際には「小・中・高生」がその主な対象となっている。また、この法教育は、法律教育でも、法学教育でもないことが重要である（星野 2009：151）⁽¹²⁾。

法教育が目指すのは、何か。それは、「自由で公正な社会を支える『法』的な考え方を育てること」であり、ここでいう「自由で公正な社会」とは、「様々な考え方をもち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら共に協力して生きていくことのできる社会」のことである（法教育研究会 2004：12）。そのためには、「個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うこと」が必要であると述べている（法教育研究会 2004：13）。すなわち、憲法のみならず、民法を含む様々な分野からのアプローチが求められるといえよう。

(2) 外国にルーツを持つ子どもを対象とする法教育

学校教育現場では、外国にルーツを持つ子どもたちが増え続けている。このような状況のなかで、法教育をどのように進めていくべきか。以下では、「誰

(11) Washington State Administrative Office of the Courts: Law-related education (LRE) is defined in the Law-Related Education Act of 1978 as “education to equip non-lawyers with knowledge and skills pertaining to the law, the legal process, and the legal system, and fundamental principles and values on which these are based.”

(12) つまり、法教育は、「法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある」（法教育研究会 2004：2）。

に対して行うのか」「何を教えるのか」「いつ・どこで行うのか」「どのように行うのか」の4点を取り上げて、「多様(性)」の観点から法教育を考える。

第一に、誰に対して法教育を行うのか。上述の法教育の定義からすると、その主語が「法律専門家ではない一般の人々」「子どもたち」「一般市民」であることから、いわゆる「非法律専門家」がその対象であるといえるが、実際には「小・中・高生」が中心となっているのが現状である。ところが、この小・中・高生のなかに外国にルーツを持つ子どもたちの比率が増え続けているにもかかわらず、これまでの法教育は、彼らを周辺的な存在⁽¹³⁾としてのみ扱ってきたといえよう。したがって、これからの法教育を進めるにあたっては、「日本人の生徒」だけではなく「外国にルーツを持つ生徒」もその主体であることを認識していくことが求められる。

第二に、法教育を通して何を教えるのか。

一つ目は、民主主義の理解から始める法教育である。日本の法教育に多大な影響を与えているアメリカの法教育は、民主主義において、社会に参加する市民の能力と意欲を高めること、社会に対して自らが何かをなし得るのだという前提のもとで意思決定できる人間をつくることに目的があるという(法教育研究会2004:5)。そして、土井(2009:11)は、日本の「法教育の在り方を考える上では、なによりもまず、『法の法』すなわち国の最高法規たる憲法の考え方を前提にする必要」があり、その「憲法が前提とする『自由で公正な民主社会』を形成し、その維持・発展を図るために必要な法的見方・考え方の基礎を子どもたちに学習させること」が法教育の目的だという。以

(13) 駒井(2003:31-34)は、日本社会において、「外国人と日本人とが接触を避けて没交渉を保持しようとする『住みわけ』と、「外国人たちが日本社会のなかでその存在を隠蔽してしまう『潜在化』という二つの現象が生じていると指摘する。

これらは、学校教育現場でも起きているといえよう。そして、「外国にルーツを持つ生徒」が「周辺的な存在」としてそのイメージが固定化されてしまうと、「日本人生徒との住みわけ」と「学校での潜在化」はさらに加速されるであろう。

上の法教育の目的から考えると、法教育を進めるにあたって、民主主義の在り方を取り上げることは、必要不可欠であろう。

上野（2016：199 - 200）は、「民主主義は選挙や国会の中だけにあるのではない。ものごとを取り決める過程のすべてに、民主主義という道具は関係する。それならその道具に習熟するには、子どものときから、家庭や学校や地域のすべての場所で、民主主義を学んで身につける必要がある」し、「日々の暮らしのなかで、民主主義を使わなければ、民主主義は学べない。家庭のなかで、学校のなかで、地域のなかで、話し合いをすること、異見を言うこと、異見に耳を傾けること、少数意見を排除しないこと、話し合いの前と後とで、自分と相手の意見が変わること……そういうテマヒマのかかるめんどくさい過程を経て、関わるひとたち全員が納得できる意思決定が行われる経験を積み重ねなければ、民主主義は身につかない」という。したがって、子どもたちが、すべての場所で民主主義という道具を使うことができるよう一人ひとりの発言権を奪わない・奪わせない雰囲気を作っていくことが大切であろう。

なお、具体的には、「多数決は万能か」⁽¹⁴⁾ から「憲法における国民とは」「シティズンシップとは何か」まで様々なテーマが考えられる。しかし、「多様（性）」の観点から法教育を考える際に、どのようなアプローチで行うのか、すなわちアプローチの仕方については、研究を重ねる必要がある。なぜなら、アプローチの仕方によっては、排除⁽¹⁵⁾ ないし反多文化⁽¹⁶⁾ などを助長するよう

(14) 福本・金沢法友会（2019）は、多数決を考える教材の作成とこれを用いた実践教育の成果報告を公表している。

(15) 塩原（2019：112）による次のような指摘がある。「マイノリティとは、自身のもつ差異のために、共同体のフルメンバーだと事実上認められていない人々、つまりシティズンシップを不完全にしか承認されていない人々である。ここで重要なのは、シティズンシップを認められない（『市民ではない』とみなされる）ことが、単に法的な権利・義務・構成員資格の問題に留まらないということである。『市民ではない』とみなされることは、市民としての『徳』を持たないよそ者、つまり『不道徳な他者』だと見なされがちになることでもある。」

な場合が生じるからである。

二つ目は、ルールやきまりの理解から始める法教育である。星野 (2009 : 147) は、学校に入るということはルールの束の中に入ってゆくということであり、ルールなしに学校生活は考えられないことから、法教育を「ルールの理解から始めることがいいのではないか」と提案している。そして、大村 (2008) は、『としょかんライオン』という絵本から「きまりがあるのは……何のため?」「きまりがあれば……何でも解決?」などの問いかけを通して、「私法教育一般」について述べている。

筆者は、上記の大村 (2008) の教授法を用いて、外国人留学生を対象とする法教育の実践を試みた。これは大学の授業の一環として行われたため、法律教育などのアカデミック要素が強いともいえよう。しかし、本稿で提案する「外国にルーツを持つ子どもを対象とする法教育」においても注目に値する実践結果が見られた。以下では、『としょかんライオン』の物語の一部とその実践内容を紹介する。

ある日、図書館にライオンが入ってきた。私たちと異なるライオンにも図書館を利用させるべきか否か。館長は、ライオンが図書館のきまりを守っているようであれば、そのままにしようという。

この物語から、①共同体におけるルールやきまりの必要性について話し合い、②そのルールやきまりを守るために (あるいは守らせるために) は、そもそも共同体にどのようなルールやきまりがあるのかについて共有する必要があることを確認し、③最後にはライオンの立場と図書館にいる人々の立場

(16) Jun (2015 : 256) は、韓国における反多文化議論を取り上げて、それが最近他の国々で急成長中の右翼の議論 (たとえば、新ナチスと呼ばれることを拒否し、自らをドイツとヨーロッパの未来を心配する「普通の市民」と称するドイツの反移民団体の Pegida とか、2000 年半ば以降に登場した日本の在日特権を許さない市民の会など) に類似することを指摘した後、この各国の右翼らの議論が異なる歴史的・社会的な文脈のなかで類似の narrative を持つということに注目すべきであると述べている。

から「自分と他者との関係」について議論を行った。授業実施後のアンケートでは、『『としょかんライオン』の物語をとおして自分は自国に来ている外国人に対してどのように向き合ってきたか、そしてこれからどのように向き合うべきかについて考えた』との意見があり、法教育のねらいともいえる、「自分と他者との関係」を考える契機を生み出したといえよう（金・佐藤 2020）。

これを小・中・高校の教育現場で用いる場合は、「学校のルールやきまりにはどのようなものがあるのか」「そのルールやきまりは何があっても守るべきなのか（原則と例外の関係）」「なぜルールやきまりは存在するのか」「だれがルールやきまりを決めるのか」などのより具体的な問いで話し合うことが必要であり、その意味で Teaching から Coaching への指導法の転換が求められているといえよう。

第三に、法教育はいつ・どこで行うのか。上記で上野（2016：199 - 200）が「テマヒマのかかるめんどくさい過程」を経ることによって民主主義を身につけることができると述べたように、法教育もまた同じ過程が必要であると考えられる。「子どものときから、家庭や学校や地域のすべての場所で」法教育が行われなければ、子どもの法的リテラシーは育たない。その意味で、関わる大人の法的リテラシーが問われているといえよう。

第四に、法教育をどのように行うのか。第三で述べたように、法教育が、子どものときから、すべての場所で、テマヒマのかかるめんどくさい過程を経て身につけることであるとしたら、その方法もまた様々であるといえよう。その方法の一つとして、芸術を用いる法教育について取り上げる。われわれは、言葉が通じなくても、その文化がわからなくても、そして時代が異なっても、絵や音楽などの芸術を楽しむことができる。すなわち、自分の文化背景にこれらの作品を当てはめるのではなく、言葉を超えて、文化を超えて、時代を超えて、ありのままの作品を楽しみ、そこから感銘を受けることがしばしばある。Lee（2019：324）は、芸術活動を通じたドイツ移住民の文化的統合の事例を紹介し、「文化芸術機関、学校、教師、学生、芸術家、芸

術教育家などの協業が相互文化・文化教育において重要かつ効果的な要素である」ことを強調した上で、「短期的・単発的に企画されたイベントではなく、多様なプログラムで長期的に持続しなければ、統合という目的は達成できない」とした。

4 おわりに

2009 年から始まった裁判員制度、2016 年の選挙権年齢の引下げ及び 2022 年 4 月から実施される成年年齢の引下げ等に伴い、法教育の重要性・必要性は、ますます高まっている。このような内的要因から、「在留外国人数の増加」という外的要因に視野を転じて法教育を考えると、「多様 (性)」というキーワードが浮かび上がる。すなわち、これからの法教育を進めるにあたっては、「多様な考え方や生き方」「多様な文化背景」「多様な人種」「多様な言葉」「多様な宗教」などの「多様 (性)」に結びつけながら、アプローチしていくことが求められる。そこで、本稿では、これまでの法教育ではほとんど取り上げられていなかった「外国にルーツを持つ子ども」に焦点を当てて、多様 (性) の観点から検討を行った。

以下では、これらの検討から見てきた、課題をまとめる。

第一に、すべての子どもが義務教育を受けられるような体制を整えることが急務である。前述したように、法教育は「子どものときから、家庭や学校や地域のすべての場所で」行われることが求められているが、そのなかでも最も高い教育効果が期待できるのは学校であろう。したがって、法教育を進めるにあたって、すべての子どもが義務教育を受けられる体制を構築することは、大前提となろう。

第二に、指導する側に対する法教育の支援である。法教育が主に小・中・高生を中心に行われていること、法教育の効果が最も期待できるのが学校教育であることなどを鑑みると、法教育の担い手としての教員の役割は、重要

である。そもそも、教員のほとんどが非法律専門家であることから考えると、法律専門家等による支援・連携は、必要不可欠である⁽¹⁷⁾。

第三に、法教育は、幅広い分野の研究が連携することによって、達成される。上記で Lee (2019) が言及したように、様々なアクターの協業があってこそ多様性は尊重される。これまでの法教育は、主に教育学や法学を中心に研究が行われてきたが、「多様（性）」の観点から法教育を考えると、より多くの分野の研究の協業ないし連携が求められる⁽¹⁸⁾。

引用・参考文献

- 上野千鶴子（2016）「民主主義という道具を使いこなす」岩波新書編集部編集『18歳からの民主主義』岩波新書
- 大村敦志（2008）「としょかんライオン考」『ジュリスト』1353号
- 金鉉善・佐藤香織（2020）「多文化共生社会の実現を目指した外国人政策—外国人を対象とする法教育の試み—」北海道教育大学函館校国際地域研究編集委員会編著『国際地域研究Ⅱ』大学教育出版
- 駒井洋（2003）「第1章多文化社会をどう建設するか」駒井洋編著『第6巻多

(17) 多文化共生分科会（2014：14）は、「教員など指導する『人』の多文化化」について提言している。すなわち、「継承言語（母語）の指導、継承言語を使った学習指導、さらには通常の授業において、子どもと母国ないし出身文化を同じくする指導者がこれにあたることは意味がある。そうした教員の存在と役割は、欧米では広く認識されている。日本では、指導協力者、言語指導員のようなかたちで嘱託、アルバイトとして指導に関わる外国人、外国出身者は増えているものの、正規の教員には外国人、外国出身者は非常に少ない。そもそも多文化共生の諸施策は日本人が行うべきものという考え方には限界があり、…省略…教育に限らず、多文化共生のための働きかけや施策を行う場合には、それらを行う指導者や支援者の『人』の多文化化、出身の多様化を進めていくことが必要である」という。

(18) 上記で述べたように、アプローチの仕方によっては、反多文化や排除主義などが助長される場合がありうるので、多角的な分野からの研究が必要である。さらに、これらの研究をつなげていく作業、すなわち「マクロ的観点からのアプローチ」も求められる。

文化社会への道 (講座 グローバル化する日本と移民問題第Ⅱ期)』明石書店

塩原良和(2019)「分断社会における排外主義と多文化共生—日本とオーストラリアを中心に—」東京外国語大学海外事情研究所 No.21

多文化共生分科会(2014)「(案)提言 教育における多文化共生」

土井真一(2009)「法教育の基本理念—自由で公正な社会の担い手の育成」大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの—その実践に向けて』商事法務
日本経済新聞「外国籍児1万9千人が不就学か 文科省、初の全国調査」(2019年9月27日)

福本知行・金沢法友会(2019)「(研究ノート)多数決は万能か?—大学生による法教育・主権者教育の研究と実践—」金沢法学62巻1号

法教育研究会(2004)「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」

星野英一(2009)「法教育の幾つかの問題—民法を中心にして」大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの—その実践に向けて』商事法務

ミシェル ヌードセン(著)、ケビン ホークス(イラスト)、福本友美子(翻訳)(2007)『としょかんライオン』岩崎書店

Lee Eun-Hee(2019)「독일 이주민의 문화적 통합을 위한 상호문화 문화교육과 사례 분석」(日訳:ドイツ移住民の文化的統合のための相互文化・文化教育と事例分析)独語教育第74集

Jun Euy-Ryung(2015)「선량한 이주민, 불량한 이주민: 한국의 주류 이주·다문화 담론과 반다문화 담론」(日訳:善良な移住民、不良な移住民:韓国の主流の移住・多文化論と反多文化論)「経済と社会」2015年夏号

Web サイト

総務省(2006)「多文化共生の推進に関する研究会報告書 ～地域における多

- 文化共生の推進に向けて～」、https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf（2019年12月1日アクセス）
- NHK NEWS WEB 「“見えない”子どもたち」2019年4月2日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190402/k10011870201000.html>（2019年12月1日アクセス）
- 日本司法書士会連合会「法教育」、<https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/education/>（2019年12月1日アクセス）
- 日本弁護士連合会「法教育（市民のための法教育委員会）」、<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/education.html>（2019年12月1日アクセス）
- 法務省（2019a）「令和元年6月末現在における在留外国人数について（速報値）」、http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00083.html（2019年12月1日アクセス）
- 法務省（2019b）「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」、http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html（2019年12月1日アクセス）
- 文部科学省（2019a）「学校基本調査」、https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm（2019年12月1日アクセス）
- 文部科学省（2019b）「外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）」、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm（2019年12月1日アクセス）
- 文部科学省（2019c）「外国人の子供の就学状況等調査結果（速報）」、https://www.mext.go.jp/content/1421568_001.pdf（2019年12月1日アクセス）
- 文部科学省（2019d）「外国人児童生徒等の教育に関する現状について」、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/shiryo/_icsFiles/afie/ldfile/2019/07/29/1418919_04.pdf（2019年12月1日アクセス）
- Washington State Administrative Office of the Courts、<http://www.courts.wa.gov/education/?fa=education.geninfo>（2019年12月1日アクセス）